参照し、その適用可能性を考慮しなければならない場合の具体的な対応

2025 年 5 月 30 日公表

目　的

1.　本文書は、ガイダンスの情報源の「適用可能性を考慮しなければならない」という定めを満たすために参考となる情報を提供することを目的としています。

キーワード
ガイダンスの情報源、「適用可能性を考慮しなければならない」、SASB スタンダード

何が求められているのか

2.　SSBJ 基準は、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するにあたり、SSBJ 基準を適用することに加え、IFRS 財団が公表する「SASB スタンダード」（2023 年 12 月最終改訂）における開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮することを求めています。

> 企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するにあたり、サステナビリティ開示基準を適用すること（第 40 項参照）に加え、IFRS 財団が公表する「SASB スタンダード」（2023 年 12 月最終改訂）における開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮しなければならない。考慮した結果、適用すると結論付ける場合と、適用しないと結論付ける場合とがある。（適用基準第 41 項）

3.　また、SSBJ 基準は、識別したサステナビリティ関連のリスク又は機会に関する重要性がある情報を識別するにあたり、具体的に適用される定めが SSBJ 基準に存在しない場合、主要な利用者の意思決定に関連性がある情報及びそのサステナビリティ関連のリスク又は機会を忠実に表現する情報を識別するために判断を行うことを求めています。

4.　上記の判断を行うにあたり、IFRS 財団が公表する「SASB スタンダード」（2023 年 12 月最終改訂）における開示トピックに関連する指標を参照し、その適用可能性を考慮しなければならないとしています。

> 第 51 項で記述された判断を行うにあたり、IFRS 財団が公表する「SASB スタンダード」（2023 年 12 月最終改訂）に含まれる、開示トピックに関連する指標を参照し、その適用可能性を考慮しなければならない。考慮した結果、適用すると結論付ける場合と、適用しないと結論付ける場合とがある。（適用基準第 52 項）

SSBJ ハンドブックは、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）事務局が SSBJ 基準を利用される方の便宜を考慮して作成したものであり、サステナビリティ基準委員会の審議を経ていない。
また、SSBJ ハンドブックに含まれる本文書は、公表日又は更新日現在のものであり、今後、更新する場合がある。

どのような場合に「適用可能性を考慮しなければならない」という定めを満たしたことになるのか

5. SSBJ 基準は、どのような場合にガイダンスの情報源の「適用可能性を考慮しなければならない」という定めを満たしたことになるのかは明示していませんが、適用可能性を考慮した結果、適用する（例えば、開示する）と結論付ける場合と、適用しない（例えば、開示しない）と結論付ける場合とがあるため、企業がガイダンスの情報源の適用可能性を考慮した証跡を残すことが有用と考えられます。

6. ここで、SSBJ 基準は、考慮したガイダンスに記載されている事項について網羅的に検討することを想定していません。このため、例えば、どの産業に関するガイダンスを参照することとしたのか、当該産業に関するガイダンスに記載されているリスク及び機会のうち、どれを企業のリスク及び機会として識別したのか、当該産業に関するガイダンスにおけるリスク及び機会について記載されている指標等のうち、どれについて開示することとしたのか等について、その理由を検討することが考えられるとしています（適用基準 BC81 項）。

7. 企業がガイダンスの情報源の適用可能性を考慮した証跡を残す方法として、この考慮の過程の概要を簡潔な理由とともに文書化することが考えられます。この文書は、企業が外部向けに公表することを目的とするものである必要はないと考えられます。

8. なお、どのガイダンスの情報源を適用すべきかの決定が、適用基準第 81 項に基づく、サステナビリティ関連財務開示に含まれる情報に最も重大な影響を与える判断に関する情報の開示対象となった場合には、企業が検討した事項の全部又は一部について、サステナビリティ関連財務開示に記載することもあると考えられます（適用基準 BC82 項）。

SSBJ 基準の定めは、重要性がない項目に対して適用する必要はないことにご留意ください。

以　上

SSBJ ハンドブックは、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）事務局が SSBJ 基準を利用される方の便宜を考慮して作成したものであり、サステナビリティ基準委員会の審議を経ていない。
また、SSBJ ハンドブックに含まれる本文書は、公表日又は更新日現在のものであり、今後、更新する場合がある。